

小口現金の照合の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>一般財団法人大阪府タウン管理財団</p>	<p>一般財団法人大阪府タウン管理財団(以下「財団」という。)の会計規程第38条によると、現金は毎日の現金出納終了後、帳簿残高と照合を行うとされている。</p> <p>財団の本部では、小口現金の帳簿残高との照合は月末精算時に実施し、毎日の現金出納終了後に実施していなかった。</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>現金のうち、小口現金については、毎日の現金出納終了後に帳簿残高との照合を実施されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【一般財団法人大阪府タウン管理財団会計規程】 (金銭の範囲)</p> <p>第25条 この規程において金銭とは、現金、預金をいう。 2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書等直ちに現金化できるものをいう。 (以下略) (手許現金)</p> <p>第31条 (略) 2 (略) 3 小口現金は、毎月末日及び会計責任者が必要と認めた場合、精算を行わなければならない。 (残高の照合)</p> <p>第38条 出納責任者は、現金については、毎日の現金出納終了後、その金額と帳簿残高とを照合しなければならない。 (以下略)</p> </div>	<p>平成26年12月分より、現金の有高の金種表を作成し、毎日の現金出納終了後、小口現金の帳簿残高と照合を行うように改善した。</p>